

平成 30 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項の許可に係るごみ処理施設</p> <p>② 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場</p> <p>③ PCB 廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの</p> <p>④ 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。</p> <p>②に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 2/3 とする。</p> <p>③及び④に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/3 とする。</p> <p>上記の特例措置の適用期限（平成 30 年 3 月 31 日まで）を 2 年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第 15 条第 2 項第 4 号～第 6 号</p> <p>地方税法施行令附則第 11 条第 5 項</p> <p>地方税法施行規則附則第 6 条第 15 項～第 17 項</p>		
減収見込額	[初年度] - (▲740)	[平年度] - (▲740)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を図っていくことが必要であり、当該施設に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設の設置を促進していく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場</p> <p>ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場については、住民の忌避感、不信感から施設の設置が困難となっており、平成 9 年度から施設の新規許可件数が急激に減少する傾向が生じた。このような施設の新設件数の減少により処理の行き場の確保ができなくなれば、廃棄物の適正処理に支障を来しかねず、毎年 400～500 万トン程度最終処分される一般廃棄物の受け皿の不足を招くこととなる。最終処分場の残余容量は年々減少傾向（平成 24 年度は 112 百万 m³、平成 25 年度は 107 百万 m³、平成 26 年度は 106 百万 m³、平成 27 年度は 104 百万 m³）にあり、また、最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きく、ひっ迫している地域では新たな最終処分場の整備が強く求められている。さらに、近年、災害が頻発化・激甚化しており、突発的に膨大な災害廃棄物が発生する可能性があるなど、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況が継続している。このため、リサイクルの一層の推進及び焼却、脱水等の中間処理による廃棄物の減量化を図るとともに、最終処分場の新規立地を促進していくことが重要な課題であり、本税制措置の延長は必要不可欠なものである。</p>		
	ページ	2	— 1

③PCB廃棄物等処理施設

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）において、その処分の期限が定められている。当該期限は、PCB特措法施行当時、平成28年7月までとされていたが、処分の進捗が想定よりも遅れていること、PCB特措法施行後新たに微量に汚染されたPCB廃棄物の存在が明らかとなったことから、平成24年の政令改正により、平成39年3月31日までに延長された。新たな処理期限は、条約で定める国際的な処理期限に近接しており、必ずこの期限内で処理を行わなければならない。また、一日も早く高濃度PCB廃棄物の処理を完了させるため、平成28年にPCB特措法を改正し、基本計画を閣議決定により定めること、使用中も含めた高濃度PCBの廃棄・処分の義務付け、都道府県等による報告徴収や立入検査の権限強化、都道府県等による代執行を柱とする制度的な措置を講じたところである。

PCB廃棄物等は、現在数万事業者にて保管されている一方で、処理業者が極めて限られている状況である（平成29年8月17日現在で38業者）。今後、処理施設の整備を加速化することが必須であるが、PCB廃棄物等の処理は期限付きであるため、処理業者が参入に消極的である。したがって、唯一の経済的インセンティブである本税制は、処理業者を増加させて処理を加速化し、国際的な期限を遵守する上で必要不可欠である。

④石綿含有産業廃棄物等処理施設

石綿含有産業廃棄物等の排出量の増加（ストック量約4000万トン（2500万 m^3 ）、年間排出量100万トン以上）が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有産業廃棄物等の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有産業廃棄物等の処理が滞留し、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有産業廃棄物等について無害化処理という新たな処分ルートを平成18年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正によって確立し、取扱いについても、数次の廃棄物処理法（関係政省令含む）改正により厳格な処理基準を設けている。

現在、産業廃棄物最終処分場の残余容量は約1.7億 m^3 であり、石綿含有産業廃棄物等について、今後排出が予想される2500万 m^3 が全て埋立処分されると、残余容量の約1/7を占めることとなる。したがって、石綿含有産業廃棄物等の処理を滞留させないためには、排出量の増大が見込まれる石綿含有産業廃棄物等の処理に必要な受け皿として、埋立処分以外の方法である、都道府県の許可又は環境大臣による無害化認定を受けた石綿含有産業廃棄物等処理施設における無害化処理及び再生を進めていくことが必要である。一方で、石綿含有産業廃棄物等については、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理及び再生が進まない状況にある。したがって、本税制優遇措置により無害化処理施設の整備に係るコストを低減させ、ひいては処理コストを下げることで、適正な処理を促進していくことが必要である。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物のリサイクル・適正処理等を推進する。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 PCB廃棄物等処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき、平成 39 年 3 月 31 日までにPCB廃棄物等の処理を完了する。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 平成 32 年度に、一般廃棄物の排出量を平成 12 年度比で約 25%減、最終処分量を平成 12 年度比で概ね 7 割減（※循環型社会形成推進基本法第 15 条第 1 項の規定に基づく第 3 次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）による。） 平成 32 年度に、一般廃棄物のリサイクル率を約 27%に増加。一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成 25 年 3 月 31 日の水準である 19.7 年を維持（※廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日付け環境省告示）による。） ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設の設置を進め、石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
政策目標の達成状況	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況（平成 27 年度実績）は、排出量は 44 百万トン（平成 12 年度比で約 20%減）、最終処分量は 4.2 百万トン（平成 12 年度比で約 6 割減）と減少してきており、リサイクル率は 20.4%、残余年数は 20.4 年と増加傾向にある。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設について、平成 29 年 3 月時点における廃棄物処理法第 15 条第 1 項の都道府県知事許可施設件数は 52 件である。また、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の環境大臣による無害化認定については、平成 29 年 8 月時点で、平成 29 年度申請件数は 1 件、累計認定件数は 33 件である。平成 39 年 3 月 31 日までの処理に向け、今後さらに件数の増加が見込まれる。 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の都道府県知事許可施設件数は 10 件である。また、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の環境大臣による無害化認定については、平成 29 年 8 月段階で、2 件である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	約 3,501 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「政策目標の達成状況」欄のとおり、本税制の活用により公害防止用設備に設備投資が行われており、政策目標の達成に寄与している。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（所得税、法人税）（租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46） 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（地方税法附則第12条の2の8）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB廃棄物適正処理対策推進事業 （142,355千円の内数） ・ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 （5,028千円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、微量PCB汚染廃電気機器を含む低濃度PCB廃棄物及び石綿含有廃棄物等の無害化処理技術を認定するといった、PCB廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正処理を促進するための措置であり、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではない。したがって、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の妥当性	政策目標の達成のためには、単に事業者に規制遵守を求めるだけでなく、設置時のコストが高額である設備の導入に際して税制上の優遇措置を講ずることにより、設備導入の迅速かつ円滑な実施を促進することが望ましい。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>①ごみ処理施設 平成 25 年度 設置件数：2,779 件 減収額：241.8 百万円 平成 26 年度 設置件数：3,402 件 減収額：383.7 百万円 平成 27 年度 設置件数：2,787 件 減収額：385 百万円 平成 28 年度 設置件数：3,368 件 減収額：433.8 百万円</p> <p>②一般廃棄物最終処分場 平成 25 年度 設置件数：230 件 減収額：51.7 百万円 平成 26 年度 設置件数：220 件 減収額：34.6 百万円 平成 27 年度 設置件数：321 件 減収額：78.9 百万円 平成 28 年度 設置件数：332 件 減収額：57.5 百万円</p> <p>③PCB廃棄物等処理施設 平成 25 年度 適用件数：20 件 減収額：426.18 百万円 平成 26 年度 適用件数：23 件 減収額：477.74 百万円 平成 27 年度 適用件数：20 件 減収額：390.42 百万円 平成 28 年度 適用件数：25 件 減収額：345.10 百万円</p> <p>④石綿含有産業廃棄物等処理施設 平成 25 年度 適用件数：1 件 減収額：0.9 百万円 平成 26 年度 適用件数：2 件 減収額：1.7 百万円 平成 27 年度 適用件数：2 件 減収額：1.5 百万円 平成 28 年度 適用件数：2 件 減収額：1.3 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【平成 27 年度】</p> <p>①課税標準（固定資産の価格） ② 462,866,479 千円の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>①ごみ処理施設 一般廃棄物のリサイクル率については、平成 24 年度は約 20.5%、平成 25 年度は約 20.6%、平成 26 年度は約 20.6%、平成 27 年度は約 20.4%となっている。また、一般廃棄物の最終処分量は、平成 24 年度は約 465 万トン、平成 25 年度は約 454 万トン、平成 26 年度は約 431 万トン、平成 27 年度は約 417 万トンとなっている。</p> <p>②一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物最終処分場の残余年数については、平成 24 年度は約 19.7 年、平成 25 年度は約 19.3 年、平成 26 年度は約 20.1 年、平成 27 年度は 20.4 年となっている。</p> <p>③PCB廃棄物等処理施設 平成 27 年 4 月 1 日までに、PCB廃棄物等処理施設については 52 施設設置されたが、39 年 3 月 31 日までに PCB 廃棄物等の処理を完了することから、PCB 廃棄物処理については更なる設置が求められる。</p> <p>④石綿含有産業廃棄物等処理施設 平成 27 年 4 月 1 日までに、石綿含有産業廃棄物等処理施設については 11 施設設置された。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 平成 32 年度に、1 人 1 日当たりの一般廃棄物の排出量を平成 12 年度比で約 25%減、最終処分量を平成 12 年度比で概ね 7 割減（※循環型社会形成推進基本法第 15 条第 1 項の規定に基づく第 3 次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）による。） 平成 29 年度に、一般廃棄物のリサイクル率を 26%、一般廃棄物最終処分場の残余年数を 20 年（※廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく施設整備計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）による。）</p> <p>③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。</p> <p>④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。</p>

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 平成 27 年度において、1 人 1 日当たりの一般廃棄物の排出量は平成 12 年度比約 21%減であり、平成 12 年度比 25%減という目標に向かって、年々削減が進んでいる。一般廃棄物の最終処分量は平成 12 年度比約 60%減で、排出量の削減や循環利用の促進によって順調に減少してきた。</p> <p>また、平成 27 年度の一般廃棄物のリサイクル率は 20.4%である。リサイクル率は、その分母に当たる廃棄物排出量、分子に当たる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として 20%程度で横ばいで推移している。平成 27 年度の一般廃棄物最終処分場の残余年数は 20.4 年であり、引き続き当該水準を維持していく必要がある。</p> <p>③PCB 廃棄物等処理施設 PCB 廃棄物等処理施設については、主に環境大臣認定による無害化認定施設について、徐々に設置件数が進んでいるものの、現在数万事業者にて PCB 廃棄物等が保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である。これは、PCB 廃棄物等の処理が期限付きであるため、処理業者が参入に消極的であるためである。</p> <p>④石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物について、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理施設の設置が進まない状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 47 年に創設、以後平成 28 年度税制改正に至るまで 2 年ごとに延長。その間、昭和 51 年度、平成 5 年度、平成 8 年度及び平成 13 年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成 18 年度及び平成 19 年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成 20 年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃 PCB 等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。平成 22 年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。また、平成 28 年度税制改正において、一般廃棄物最終処分場について課税標準率が縮減された他、ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備が対象から除外された。</p>